

建設住宅性能評価申請書（新築住宅）

（第一面）

株式会社 総研 殿

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、建設住宅性能評価を申請しま
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事施工者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

工事監理者の氏名

印

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者印	

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【4. 設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【5. 工事監理者】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【6. 工事施工者】

【氏名又は名称】

【営業所名】

建設業の許可 () 第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【7. 建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】

【8. 備考】

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所】

【2. 設計住宅性能評価書の交付番号】 第 _____ 号

【3. 設計住宅性能評価書交付年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【4. 設計住宅性能評価書交付者】

【5. 確認済証番号】 _____ 第 _____ 号

【6. 確認済証交付年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【7. 確認済証交付者】

【8. 工事着手(予定)年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【9. 工事完了予定年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【10. 検査対象工程工事終了予定年月日】 _____ 検査時期

(第 _____ 回) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

(第 _____ 回) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

(第 _____ 回) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

(第 _____ 回) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

【11. その他必要な事項】

【12. 備考】

(注意)

1. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄には代表となる申請者のみについて記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入してください。
- ③ 建築主が2以上のときは、3欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④ 4欄及び5欄の郵便番号、所在地及び電話番号には、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときはそれぞれ建築士事務所のを、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属していないときはそれぞれ設計者又は工事監理者のもの(所在地は住所とします。)を書いてください。
- ⑤ 7欄は、必須評価事項以外で建設住宅性能評価を希望する性能表示事項を記入してください。

3. 第三面関係

- ① 1欄は、地名地番と併せて住居表示が定まっているときは、当該住居表示を括弧書きで併記してください。
- ② 5欄から7欄までは、確認済証が交付されていない場合は空欄としてください。
- ③ 8欄は、既に工事を着手している場合はその年月日を、それ以外の場合は予定日の年月日を記入してください。
- ④ 10欄は、検査の回数が5回以上の場合は、適宜記入欄を増やして記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、11欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑥ 変更建設住宅性能評価に係る申請の際は、12欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

- 2 第一面は、申請者若しくは工事施工者(法人である場合にあっては、それぞれの代表者)又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 第二面及び第三面については、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。
- 4 共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。